# 熟練技術奨励法

[施行 2016. 7. 28]

[法律第 13907 号、2016.1.27.一部改正]

雇用労働部 (職業能力評価課) 044-202-7289

HP-法令18

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国民に産業に必要な熟練技術の習得を奨励し、熟練技術の向上を促進するとともに、熟練技術者に対する社会的認識を高めることによって熟練技術者の経済的・社会的地位を向上させ、産業競争力を高めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律で使用する用語の意義、は次のとおりとする。

- 1. 「熟練技術」とは、産業現場において業務をよく遂行するために必要な技術であった、当該業務に関する持続的な経験及び学習を通じて得られる技術をいう。
- 2. 「大韓民国名匠」とは、産業現場で最高水準の熟練技術を保有する技術者であって、産業 現場に長期間従事することによって熟練技術発展及び熟練技術者の地位向上に大きく貢献 した者の中から、この法律により選ばれた者をいう。
- 3. 「技能競技大会」とは、国内技能競技大会及び国際技能オリンピック大会をいう。

### (国家及び地方自治体の責務)

## 第3条

- (1) 国家は、熟練技術の習得を奨励し、熟練技術の向上を促進する等熟練技術奨励に関する政策 を樹立・施行しなければならない。
- (2) 地方自治体は、当該地域の産業的特性を考慮して、熟練技術奨励に関する政策を樹立・施行するように努めなければならない。

# (事業主及び熟練技術者の責務)

### 第4条

- (1) 事業主は、勤労者の熟練技術習得及び向上を支援しなければならず、人事・報酬等において 熟練技術水準に応じた正当な待遇をしなければならない。
- (2) 熟練技術を保有する技術者(以下「熟練技術者」という。)は、自身が保有する熟練技術の水準を高め、当該産業分野の発展に尽くすように努力しなければならない。

## (熟練技術奨励基本計画の樹立及び施行)

#### 第5条

- (1) 労働部長官は、関係中央行政機関の長と協議し、「雇用政策基本法」第10条第1項による雇用政策審議会の審議を経て、熟練技術奨励に関する基本計画(以下「熟練技術奨励基本計画」という)を5年ごとに樹立・施行しなければならない。
- (2) 熟練技術奨励基本計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。
  - 1. 熟練技術奨励に関する政策の基本方向
  - 2. 大韓民国名匠等の選定及び支援に関する事項
  - 3. 事業体の熟練技術向上のための支援に関する事項
  - 4. 熟練技術者の技術交流促進のための民間団体支援に関する事項
  - 5. 熟練技術及び熟練技術者に対する社会的認識向上に関する事項
  - 6. 国内技能競技大会の開催及び国際技能オリンピック大会の開催又は参加等技能競技大会の 活性化に関する事項
  - 7. 熟練技術の奨励のために必要な財源の確保に関する事項
  - 8. 熟練技術に関する調査・研究及び国際協力に関する事項
  - 9. 熟練技術の奨励に関する情報管理体系の構築及び運営に関する事項
  - 10. その他の熟練技術の奨励のために労働部長官が必要であると認める事項
- (3) 労働部長官は、熟練技術奨励基本計画の樹立・施行に必要な場合は、関係中央行政機関及び 地方自治体並びにその他の公共団体に協力を要請することができる。

#### (熟練技術奨励のための事業の財源)

### 第6条

- (1) 国家又は地方自治体は、この法律による事業に関し、国家予算、地方自治体予算又は「雇用保険法」による雇用保険基金により支援することができる。
- (2) この法律による事業及び熟練技術者の士気高揚のための事業の経費に充当するため、「韓国産業人材公団法」による韓国産業人材公団に韓国産業人材公団の他の会計と区分して会計処理される熟練技術奨励積立金を置くことができる。
- (3) 前項による熟練技術奨励積立金の造成及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。

## (調査・研究)

第7条 労働部長官は、熟練技術を奨励し、熟練技術者の地位向上に必要な調査・研究を行うこと ができる。

#### (情報管理体系の構築・運営)

第8条 労働部長官は、熟練技術奨励政策に関する情報を管理・提供して国民の便宜を提供するために、熟練技術奨励情報の管理等に必要な情報体系を構築・運営することができる。

(国際協力)

第9条 労働部長官は、熟練技術の奨励のために国際機構及び外国政府又は外国の団体との交流・協力事業を行うことができる。

## 第2章 熟練技術奨励のための支援

(優秀熟練技術者の選定及び優待)

## 第10条

- (1) 労働部長官は、大統領令で定める優秀熟練技術者を選定し、一回に限り一時奨励金を支給する等優待することができる。
- (2) 前項による優秀熟練技術者の選定要件、選定のための審査手続き及び優待内容等に関する事項は、大統領令で定める。

(大韓民国名匠の選定及び優待等)

#### 第 11 条

- (1) 政府は、次の各号の要件をすべて備えた者を大韓民国名匠に選定することができる。この場合において、大韓民国名匠に選ばれた者には、1回に限り一時奨励金を支給する等優待することができる。 (改正 2016.1.27)
  - 1. 大統領令で定める職種で15年以上従事した者
  - 2. 前号による職種で最高の熟練技術を保有していると認められる者
  - 3. 熟練技術の発展及び熟練技術者の地位向上に大きく寄与したと認められる者
- (2) 前項により大韓民国名匠に選ばれた者は、熟練技術を通じて当該産業の発展に尽くして他の 者の模範になることができるように努力しなければならず、大韓民国名匠としての品位を維持 しなければならない。
- (3) 大韓民国名匠ではない者は、大韓民国名匠又はこれと類似の名称を使用できない。
- (4) 雇用労働部長官は、大韓民国名匠が第16条第1項による事業体支援及び第18条による社会的認識向上事業に参加する場合は、これに対し必要な支援ができる。(改正2016.1.27)
- (5) 第1項及び第2項による大韓民国名匠の選定要件に関する事項、選定のための審査手続き、 優待内容及び品位維持内容等は、大統領令で定める。

(大韓民国名匠の選定取り消し)

第12条

- (1) 政府は、大韓民国名匠に選ばれた者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、大統領令で定めるところにより、大韓民国名匠の選定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合は、大韓民国名匠の選定を取り消さなければならない。(改正 2016.1.27)
  - 1. 偽り又は不正な方法により大韓民国名匠に選ばれた場合
  - 2. 大韓民国名匠に選ばれた者が前条第2項による品位維持義務に違反した場合
- (2) 前項により大韓民国名匠の選定を取り消すには、聴聞を行わなければならない。

## (熟練技術伝授者の選定及び支援等)

#### 第 13 条

- (1) 雇用労働部長官は、大統領令で定める分野において 15 年以上従事した熟練技術者であって熟練技術を伝授しようとする者を熟練技術伝授者に選定することができる。(改正 2016.1.27)
- (2) 前項により熟練技術伝授者に選ばれた者は、大統領令で定めるところにより、熟練技術伝授 対象者を労働部長官に推薦しなければならず、労働部長官は、推薦された人々のうちで適合し た者を熟練技術伝授対象者に選定することができる。
- (3)雇用労働部長官は、熟練技術伝授者及び熟練技術伝授対象者に対し、大統領令で定める期間、 毎月伝授支援金を支給できる。ただし、次条による継続従事奨励金を支給され、又は他の法令 により支援金を支給されている場合は、この限りでない。(改正 2016.1.27)
- (4) 前項による支援金を支給されている熟練技術伝授者及び熟練技術伝授対象者が、異なる分野への転職、伝授活動の中断又はその他の理由により当該業務を継続できないと認められる場合は、大統領令で定めるところにより、伝授支援金の支給を中断することができる。

### (大韓民国名匠等の継続従事の支援)

#### 第14条

- (1) 雇用労働部長官は、大韓民国名匠に選ばれ、又は第21条による国際技能オリンピック大会で 入賞した者の中で大統領令で定める者に対し、当該職種の継続した従事を通した熟練技術の向 上を促進するために、その職種で従事する間、継続従事奨励金を支給できる。(改正2016.1.27)
- (2) 前項による継続従事奨励金の支給に必要な事項は、大統領令で定める。

## (創業及び就職の支援)

第15条 雇用労働部長官は、第10条第1項により選ばれた優秀熟練技術者、第11条第1項により 選ばれた大韓民国名匠及び技能競技大会入賞者が、当該分野で創業し、又は就職することを促 進するため、創業情報提供及び相談、就職相談及び斡旋等必要な支援ができる。

(改正 2016.1.27)

#### (事業体の熟練技術の向上のための事業の支援)

## 第16条

- (1) 雇用労働部長官は、事業体が熟練技術の向上のために実施する次に各号の事業に対し、相談・ 指導等必要な支援ができる。(改正 2016. 1. 27)
  - 1. 賃金体系の改編及び職務の再設計
  - 2. 人事制度の改善
  - 3. 学習組織の構築
  - 4. その他の提案制度の改善、現場発明の促進等熟練技術の向上のための事業
- (2) 雇用労働部長官は、産業現場で熟練技術を尊重する文化を伝播するため、大統領令で定めるところにより、熟練技術の奨励の模範となる事業体を選定して褒賞することができる。

(改正 2016.1.27)

## (民間熟練技術者団体の支援)

### 第17条

- (1)雇用労働部長官は、熟練技術者が自律的に結成する団体(以下「民間熟練技術者団体」という。)の設立を促進するために努めなければならない。 (改正 2016. 1. 27)
- (2)雇用労働部長官は、民間熟練技術者団体が熟練技術奨励のために調査・研究事業、展示行事、 国際協力事業等を行う場合に必要な費用の全部又は一部を、大統領令で定めるところにより、 支援することができる。 (改正 2016. 1. 27)

### (熟練技術に対する社会的認識向上)

第 18 条 雇用労働部長官は、熟練技術の重要性に対する社会的認識を向上するため、熟練技術者の成功事例の発掘及び広報、学生等に対する体験プログラム実施等必要な事業を行うことができる。 (改正 2016. 1. 27)

## (不正行為による支援の制限等)

## 第19条

(1) 雇用労働部長官は、偽り又はその他の不正な方法により第10条、第13条、第14条、第17条による一時奨励金、伝授支援金、継続従事奨励金又は支援金(以下「支援金等」という。) を受けた者又は受けようとした者に対しては、当該支援金等のうち支給されていない金額又は支給されようとする金額を支給せず、5年の範囲内でその支援を制限して、偽り又はその他の不正な方法により支援された金額を返還するように命じなければならない。

(改正 2015.1.20)

(2) 前項による支援制限期間、返還命令等に必要な事項は、大統領令で定める。

(改正 2015. 1. 20)

#### 第3章 技能競技大会開催等

#### (国内技能競技大会)

#### 第 20 条

- (1) 雇用労働部長官、特別市長・広域市長・道知事又は特別自治道知事(以下「市・道知事」という。)は、熟練技術者の士気高揚及び相互理解の増進並びに熟練技術水準の向上のために国内技能競技大会を開催することができる。 (改正 2016. 1. 27)
- (2) 前項による国内技能競技大会は、労働部長官が開催する全国技能競技大会及び市・道知事が 開催する地方技能競技大会に区分する。
- (3) 雇用労働部長官は、地方技能競技大会の開催に必要な費用の一部を支援することができる。 (改正 2016. 1. 27)
- (4) 第1項による国内技能競技大会の参加資格及びその他の開催に必要な事項は、大統領令で定める。

#### (国際技能オリンピック大会)

### 第21条

- (1)雇用労働部長官は、熟練技術者の国際交流を通じて熟練技術の水準を向上させ、参加国との 理解を増進するために、国際技能オリンピック大会を国内で開催し、又は国際技能オリンピッ ク大会に選手団を派遣することができる。 (改正 2016. 1. 27)
- (2) 国際技能オリンピック大会に参加する選手は、全国技能競技大会で入賞した者の中から選抜することを原則とする。
- (3) 国際技能オリンピック大会に参加する選手の選抜基準及びその他の参加に必要な事項は、労働部令で定める。
- (4) 雇用労働部長官は、国内で国際技能オリンピック大会を開催する場合は、大会場に入場する 者から、労働部令で定めるところにより、入場料を徴収することができる。(改正 2016.1.27)
- (5) 雇用労働部長官は、国内で開催される国際技能オリンピック大会の準備及び運営のために必要な場合は、関係中央行政機関及び地方自治体並びにその他の公共団体に対し、行政的・財政的な支援を要請することができる。 (改正 2016. 1. 27)

# (褒賞及び賞金)

### 第22条

- (1) 国家及び地方自治体は、技能競技大会で入賞した者に、勲章・褒賞又は表彰を授け、又は賞金を支給できる。
- (2) 前項による勲章・褒賞又は表彰の授与及び賞金の支給に関して必要な事項は、大統領令で定める。

## (民間技能競技大会の支援)

第23条 雇用労働部長官は、民間技能競技大会(事業体、民間熟練技術者団体等が熟練技術者の士 気高揚及び相互理解の増進並びに熟練技術水準の向上のために開催する大会をいう。以下同 じ。)を開催する場合において、大統領令で定めるところにより、開催費用の一部を支援する ことができる。 (改正 2016. 1. 27)

## (不正行為者制裁)

#### 第 24 条

- (1) 雇用労働部長官又は市・道知事は、第20条による国内技能競技大会に参加し、不正行為で入 賞した者に関して入賞を取り消し、取り消しの日から3年間、国内技能競技大会に参加できる 資格を停止させなければならない。 (改正2016.1.27)
- (2) 前項により入賞が取り消しになった者は、既に賞金又は継続従事奨励金を支給されているときは、その支給された金額を、大統領令で定めるところにより、返還しなければならない。
- (3) 雇用労働部長官は、偽り又はその他の不正な方法により前条による民間技能競技大会の開催 費用を支援された者又は受けようとした者に対し、大統領令で定めるところにより、その支援 を制限し、又は偽り若しくはその他の不正な方法により支援された金額を返還するように命じ ることができる。 (改正 2016. 1. 27)

#### 第4章 補則及び罰則

#### (委任及び委託)

#### 第 25 条

- (1) この法律による雇用労働部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を市・ 道知事に委任することができる。 (改正 2016. 1. 27)
- (2) この法律による雇用労働部長官の業務は、大統領令で定めるところにより、その一部を韓国 産業人材公団理事長及び大統領令で定める民間団体の長に委託することができる。

(改正 2016. 1.27)

# (過怠金)

### 第26条

- (1) 第11条第3項に違反して大韓民国名匠又はこれと類似の名称を使用した者は、300万ウォン以下の過怠金を賦課する。
- (2) 前項による過怠金は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課・徴収する。 (改正 2016.1.27)

付則(法律第10338号、2010.5.31)

(施行日)

第1条 この法律は、2011年1月1日から施行する。

(名匠に関する経過措置)

第2条 この法律施行の際に、従前の第8条により名匠に選ばれていた者は、第11条の改正規定により大韓民国名匠に選ばれた者とみなす。

(機能伝授者等に関する経過措置)

第3条 この法律施行の際に、従前の第9条により機能を伝授する者及び伝授される者に選ばれた 者は、第13条の改正規定により熟練技術伝授者及び熟練技術伝授対象者に選ばれた者とみな す。

(機能奨励積立金に対する経過措置)

第4条 この法律施行の際の従前の第16条による機能奨励積立金は、第6条第2項の改正規定による熟練技術奨励積立金とみなす。

(他の法律の改正)

第5条 (略)

付則(法律第13046号、2015.1.20)

この法律は、公布の日から施行する。

付則 (法律第 13907 号、2016.1.27)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 11 条、第 12 条及び第 21 条の改正規定は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。